

第2章 上位関連計画の整理

第1節 萩市の上位関連計画	48
1 萩市基本ビジョン.....	48
2 萩市都市計画マスタープラン.....	49
3 萩市景観計画.....	50
4 第2次萩市環境基本計画.....	51
5 萩市地域防災計画.....	52
第2節 山口県の上位関連計画	53
1 萩都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針.....	53
2 山口県環境基本計画－第4次計画－.....	54

1 萩市基本ビジョン

(平成30(2018)年7月策定・令和4(2022)年3月改定)

(1) 計画の位置づけ

萩市の将来像やまちづくりの方向性を市民と共有し、市民と行政が一体となって進めるまちづくりの指針であり、市の政策体系において最上位に位置づけられる計画です。

(2) めざすまちの姿

- 暮らしの豊かさを実感できるまち

(3) 基本方針

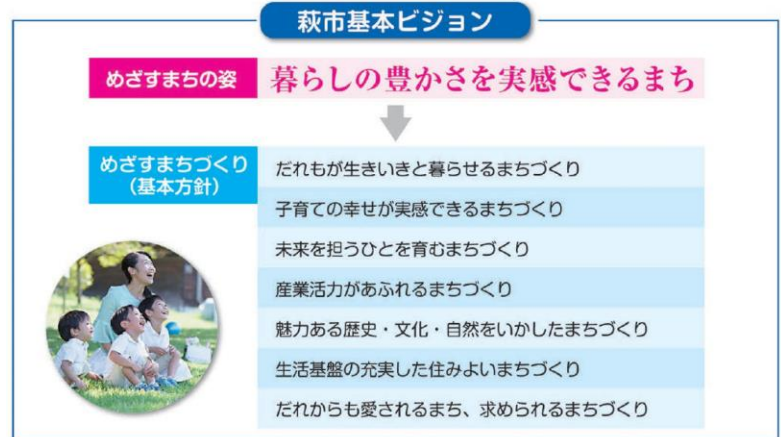
- だれもが生きいきと暮らせるまちづくり
- 子育ての幸せが実感できるまちづくり
- 未来を担うひとを育むまちづくり
- 産業活力があふれるまちづくり
- 魅力ある歴史・文化・自然をいかしたまちづくり
- 生活基盤の充実した住みよいまちづくり
- だれからも愛されるまち、求められるまちづくり

<萩市基本ビジョンの体系>

萩市基本ビジョンに掲げる「めざすまちの姿」実現に向けて、基本ビジョンを支える3つの構想並びに

「萩市人口ビジョン」及び「萩市総合戦略」に基づく施策を展開するため、各分野、各地域における個別計画を推進するとともに、施策を具体化し各種の取組を展開します。

また、「萩市総合戦略」では、施策に対する数値目標を定め、施策の進捗状況等を把握するとともに、施策や事業の改善を図る仕組み（PDCAサイクル）を導入し、萩市総合戦略推進委員会や市議会等において、効果検証を実施するなど、実効性のある地方創生の取組を進めます。



2 萩市都市計画マスタープラン (令和5(2023)年3月改定)

(1) 都市計画マスタープランの意義

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。

住民意見を反映し、市町村の都市計画の基本的な方針を定めるものとして、都市計画法第18条の2に規定されています。長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた方針を明らかにし、社会経済動向を踏まえながら、都市づくりを進めていくための指針となるものです。

(2) 萩市の将来都市像

『自然・歴史・文化と共に 豊かさ活力あふれる都市 萩』

(3) 目標とする都市の姿

- 安全で快適な都市
- 持続可能な都市
- 災害に強い都市
- 活力ある都市
- 歴史と文化を活かした都市
- 自然環境と調和・共生した都市
- 地球環境問題に対応する都市

(4) 将来都市構造

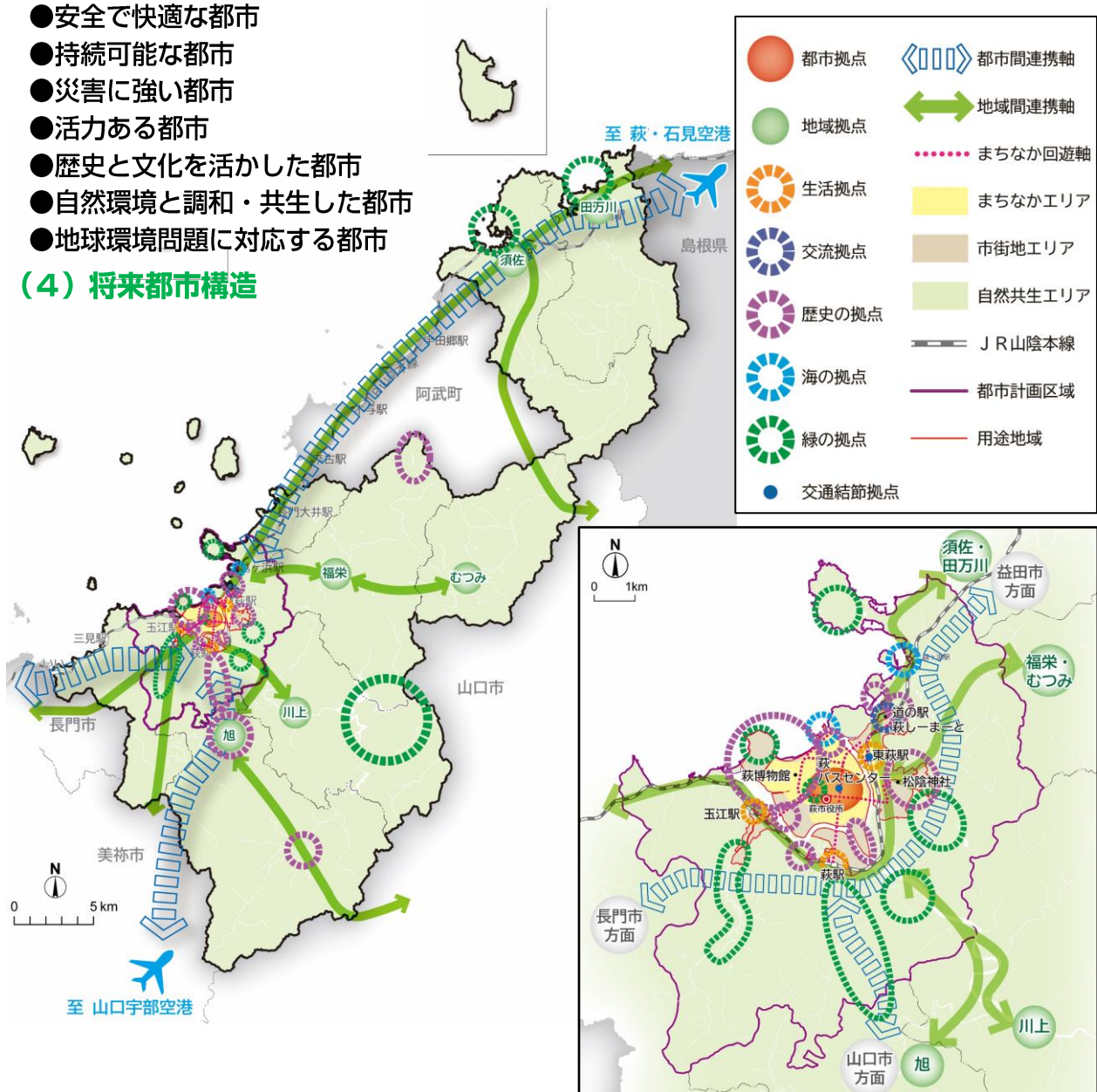


図 将来都市構造図

3 萩市景観計画

(平成31 (2019) 年1月改定)

(1) 景観計画区域

萩市では、市域全体を「景観計画区域」に設定し、「重点景観計画区域」と「一般景観計画区域」に区分し、届出対象行為や景観形成基準について区分された地区毎に定めています。

(2) 良好な景観の形成に関する方針

●市域全域における共通方針

- ・景観形成の基本目標

『魅力ある歴史・文化・自然をいかしたまちづくり』～「萩市基本ビジョン」に沿った景観形成～

●重点景観計画区域における方針

- ・景観形成の基本目標

『地域の自然・歴史・文化を後世に伝えるまちづくり』

～重点的に景観保全を図る地域での効果的な景観誘導～

●一般景観計画区域における方針

- ・景観形成の基本目標

『市民生活と産業振興が調和するまちづくり』～商業区域のにぎわいを創出する景観形成～

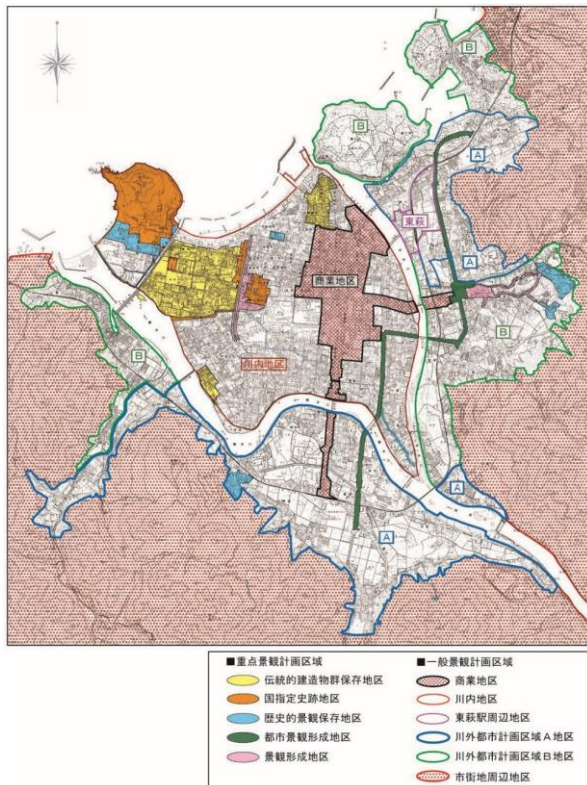


図 景観計画区域 (用途地域周辺)

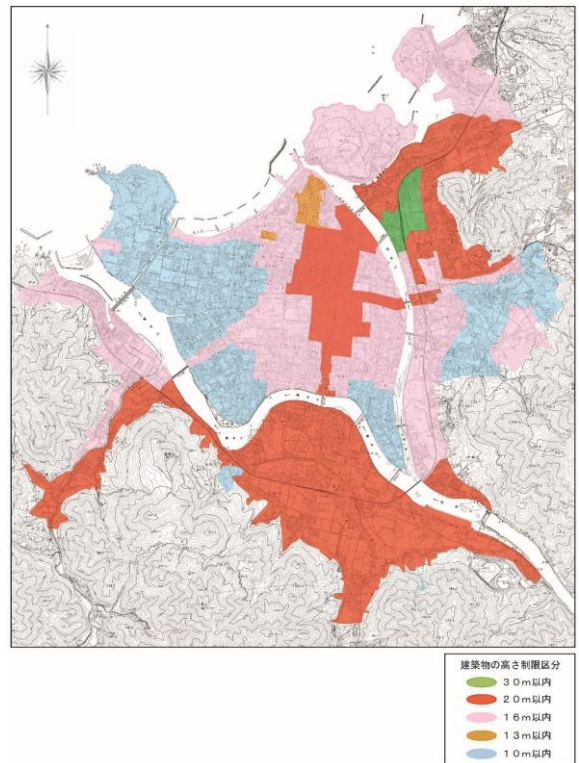


図 建築物の高さ制限

4 第2次萩市環境基本計画 (平成29(2017)年3月策定)

(1) 計画策定の目的

萩市の将来像『誇るべき歴史と美しい自然が織りなすふるさとを愛し、心のよりどころとなる、あたたかいまち』（萩市民憲章（平成18(2006)年11月制定)）を実現するための環境関連施策、事業の基本方針とし、萩市の関連計画をはじめ、国や県の各種計画と調整を図りつつ展開するものです。

(2) 基本方針

- ①社会環境の保全 -萩の環境を未来へ-
- ②自然環境の保全 -豊かな自然環境を守るために-
- ③生活環境の保全 -地球にやさしい循環型社会づくり-

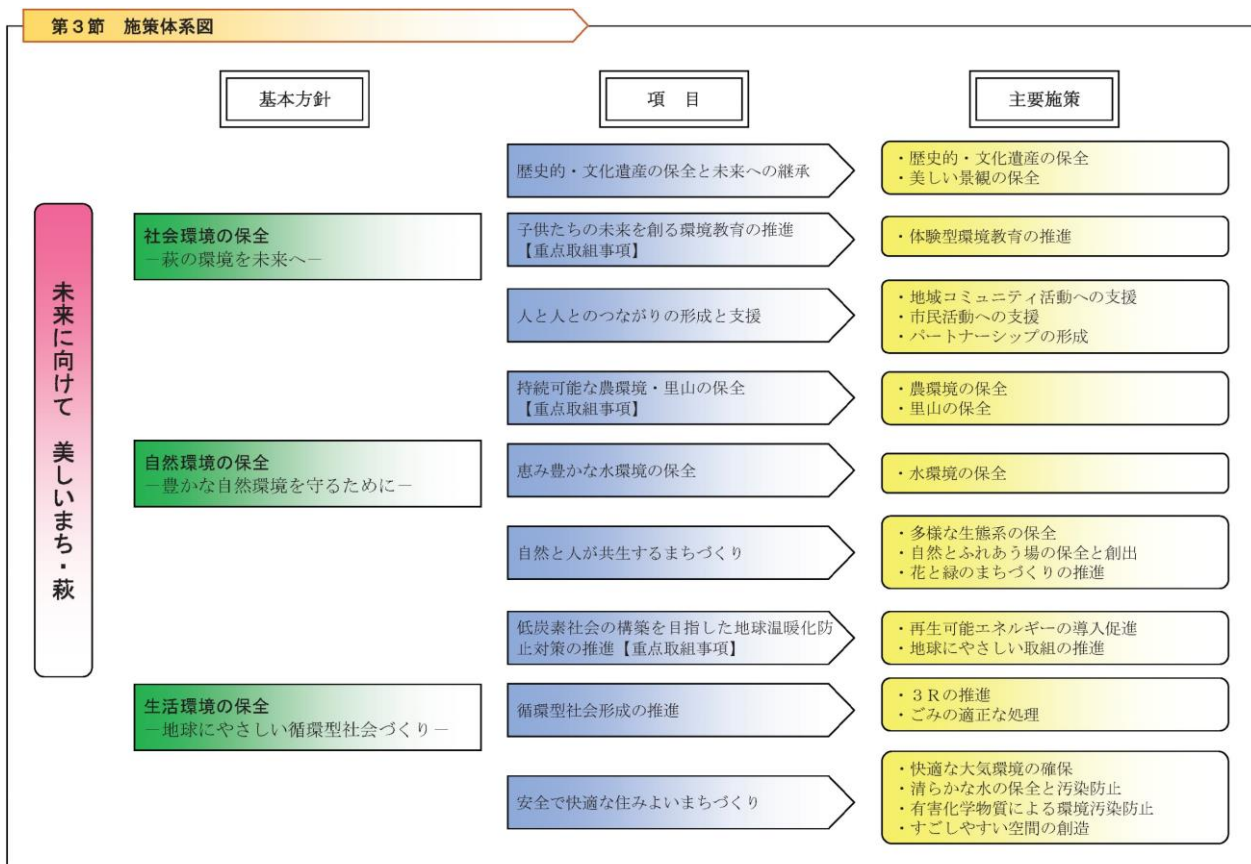


表 施策体系図

5 萩市地域防災計画

(令和4(2022)年3月改訂)

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、萩市防災会議が作成する地域防災計画のうち、市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して萩市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(2) 計画の性格

- ① この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づき、市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し又は抵触するものであってはならない。
また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものでない。
- ② この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、毎年萩市防災会議が指定する期日までに計画の修正案を提出するものとする。
- ③ この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。
- ④ 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努める。

●自然災害・地震・津波等に強い市土の形成：市土の保全対策

・治山	・避難地の整備
・砂防	・避難路の整備
・河川整備・治水	・延焼遮断帯の整備
・海岸整備	・道路の整備
・ため池整備	・公共空地の維持確保及び公園の整備

1 萩都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(令和2(2020)年9月策定)

(1) 計画の位置づけ

都市計画法に基づき、都市計画の基本的な方針を定めるもので、県が長期的視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現へ向けて大きな道筋を示すもの。

(2) 都市づくりの基本理念

● 貴重な文化と歴史、豊か自然にふれあえる観光・交流都市づくり

- 歴史的まちなみと、豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、観光・リゾートの拠点となる美しい都市づくりを進める。
- 歴史的まちなみの保全・整備とともに、都市内に蓄積された都市基盤施設を活用することで、中心市街地の再構築を行う。また、立地適正化計画を活用することで都市機能等を誘導し、中心市街地の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市づくりを進める。
- ユニバーサルデザインに配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えるとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。
- 産業の振興を支える都市ネットワークや、観光ネットワークの充実を図り、都市間交流による活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメントの推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

(3) 萩都市計画区域の将来都市構造

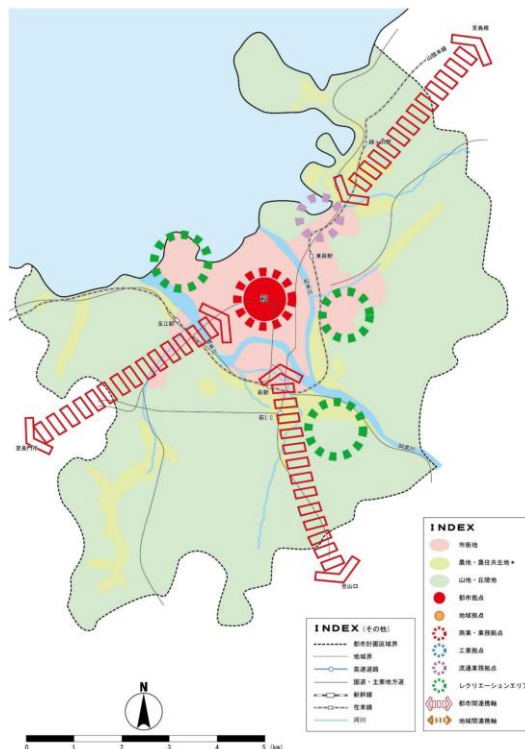


図 将来都市構造

2 山口県環境基本計画－第4次計画－ (令和3(2021)年3月策定)

(1) 計画の位置づけ

「山口県環境基本条例」に基づき策定された、山口県の環境部門における最上位計画で、すべての主体が共通認識のもと、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、次世代への継承に向けて全面的に取り組むための大綱となるもの。

(2) 基本目標

●健全で恵み豊かな環境の保全と創造

～みんなで作る環境・経済・社会が調和する持続可能なやまぐち～

○みんなで作る

山口県に関わるすべての皆さんのパートナーシップのもと、環境の保全に取り組みます

○環境・経済・社会が調和する

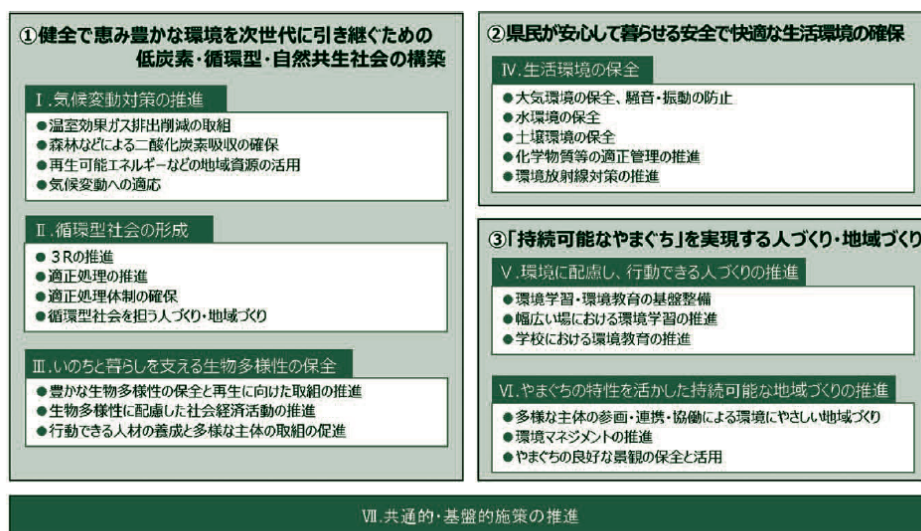
環境問題のみならず、経済・社会課題の解決にも資するよう、総合的に施策を展開します

○持続可能なやまぐち

持続可能な社会の構築を促進し、本県の恵み豊かな環境を次世代につなぎます

(3) 基本方針

- ①健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- ②県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- ③「持続可能なやまぐち」を実現する人づくり・地域づくり



健全で恵み豊かな環境の保全と創造
～みんなで作る環境・経済・社会が調和する持続可能なやまぐち～